

厚生科学審議会感染症分科会結核部会報告

「結核の見直しに関する提言」(平成14年3月)より抜粋

2. 医療の受け皿の整備

- ・ 感染症法によって行われている感染症の類型別の入院病床(医療機関)に関する規定を参考とし、患者本人の人権に十分留意しながら、感染症に対する医療提供、感染拡大防止を考慮し、将来的には、一般の医療体系の中での治療が行われるような体制を検討していく必要がある。
  
- ・ そのため、具体的には以下のような対応が考えられる。
  - (1) 結核病床の機能分化の促進
    - \* 結核1類：多剤耐性結核患者の治療を目指す重装備結核病床  
多剤耐性結核の患者の入院治療を行う施設として、他者への感染防止と高度な結核治療の機能を有する施設・能力を有する病床
    - \* 結核2類：標準的な新規結核患者の短期治療を目指す結核病床  
標準的な結核治療での治療成功が十分に期待され、感染性が1～2か月で消失することが期待できる患者に対し、標準的治療を基本とした医療を提供する病床
    - \* 結核3類：長期慢性病床  
社会的背景等により、外来通院での治療継続が困難と考えられ、入院により服薬遵守が必要であると判断される患者が入院する病床。一般病床に対する療養型病床のイメージ
    - \* 合併症準結核：結核病床以外での治療  
他疾患が主で結核が従の患者に対し、一般病床または精神病床に一定の施設及び機能の基準に基づいて、結核患者の治療を行う病床として位置づけられた病床。現在の結核患者収容モデル事業により指定された病床のイメージ
  - (2) 計画的整備・確保
    - ・ 現在は、これらの医療機関において、結核以外の患者と同一の場での治療が相当数行われていること、結核以外の合併症についても同時に行う場合が多いこと、等から、今後は、施設基準・診療機能の基準等を明確に設け、適切な医療提供体制を維持・構築する必要がある。

(参考資料7)

健感発 0824001 号

平成16年8月24日

(モデル事業実施医療機関の長) 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

結核患者収容モデル事業に関する調査について (依頼)

今般、結核患者収容モデル事業について、本事業実施者の皆様の御意見等を把握し、今後の本事業のあり方を検討するにあたり、参考とさせていただき予定としております。

つきましては、御多忙中大変お手数をおかけいたしますが、平成16年9月末日までに別紙調査票に御回答のうえ、下記連絡先へFAX又は郵送にて返信いただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課 (岡田、小林)

住 所 100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

FAX 03-3581-6251

TEL 03-5253-1111 (内線 2380)

## 調 査 票

本調査票は、主に「結核患者収容モデル事業実施要領」に基づく事業実施者の要件等に関する事業実施者の皆様の御意見等をお伺いしておりますので、事業実施者の要件等の内容について御不明な点があれば、別添の本実施要領を御参照願います。

また、質問項目の中には、毎年度、事業実施者の皆様から御報告をいただいている「結核患者収容モデル事業実績報告」の内容と重複するものがあり、お手数をおかけいたしますが、御了承願います。

事業実施者 \_\_\_\_\_

※医療機関名を御記入下さい。

問1 モデル事業の開始年月日はいつからですか。[ ] 内に御記入下さい。

[ ] から

問2 平成16年4月1日現在、モデル病床は何床設置されていますか。[ ] 内に御記入下さい。

[ ] 床

問3 平成16年4月1日現在、モデル病床は何床利用されていますか。[ ] 内に御記入下さい。

[ ] 床

問4 平成15年度におけるモデル病床収容者の延べ人数及び実数は何名ですか。

[ ] 内に御記入下さい。

[延べ人数] 名

[実数] 名

問5 平成15年度におけるモデル病床の延べ利用日数及び平均利用日数は何日間ですか。[ ] 内に御記入下さい。

[延べ入院日数] 日間

[平均利用日数] 日間

問6 平成16年4月1日現在、結核に関する診断、治療、看護及び十分な知識、経験を有する医師及び看護師は、モデル病室のある一般病棟又は精神病棟内に何名常勤していますか。

[医師]名

[看護師]名

問7 平成16年4月1日現在、院内感染防止、職員の健康管理及び研修等に関する事項を検討するための委員会を設置していますか。該当する項目に○印を付けて下さい。また、設置していると回答された場合には、年度における開催頻度及び参加者の職種を[ ]内に御記入いただき、設置していないと回答された場合には、その理由を[ ]内に御記入下さい。

a 設置している b 設置していない

[ ]

問8 事業実施者の要件は適切だと思いますか。該当する項目に○印を付けて下さい。また、適切でないと回答された場合には、[ ]内にその理由を御記入下さい。

※別添の実施要領の2を参照

a 適切である b 適切でない

[ ]

問9 結核患者の要件は適切だと思いますか。該当する項目に○印を付けて下さい。また、適切でないと回答された場合には、[ ]内にその理由を御記入下さい。

※別添の実施要領の3を参照

a 適切である b 適切でない

[ ]

問10 合併症のない結核患者は、現行の結核患者の要件には該当しておりませんが、仮に合併症のない結核患者についても、結核患者の要件に含めるとした場合、問題があると思われませんか。該当する項目に○印を付けて下さい。また、問題があると回答された場合には、[ ]内にその理由を御記入下さい。

※別添の実施要領の3を参照

- a 問題がある      b 問題はない

[ ]

問11 施設の構造及び設備に関する要件は適切だと思いますか。該当する項目に○印を付けて下さい。また、適切でないと回答された場合には、特に適切でないと思われる具体的な施設の構造及び設備に○印を付けるとともに、[ ]内にその理由を御記入下さい。

※別添の実施要領の4を参照

- a 適切である  
b 適切でない

ア 空気しゃ断（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

イ 換気（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

ウ 殺菌等設備（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

エ 手洗設備（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

オ 便所（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

カ 浴室（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

キ 談話室等（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

ク 処置室（モデル病室及びモデル区域以外の施設）

[ ]

ケ エレベーター、廊下等（モデル病室及びモデル区域以外の施設）

[ ]

コ 殺菌設備等（モデル病室及びモデル区域以外の施設）

[ ]

問12 患者管理及び施設運営に関する要件は適切だと思いますか。該当する項目に○印を付けて下さい。また、適切でないと回答された場合には、特に適切でないと思われる具体的な患者管理及び施設運営に○印を付けるとともに、[ ]内にその理由を御記入下さい。

※別添の実施要領の5を参照

a 適切である

b 適切でない

ア 混合収容の制限（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

イ 気密性の維持（モデル病室及びモデル区域）

[ ]

ウ 診察室、処置室等の使用（モデル病室以外の施設）

[ ]

エ 他の患者が使用する談話室、食堂等の使用（モデル病室以外の施設）

[ ]

オ マスクの使用（モデル病室以外の施設）

[ ]

カ 医療廃棄物等

[ ]

キ 看護の基準

[ ]

ク モデル事業の趣旨等を収容患者等に周知徹底すること

[ ]

問13 その他の要件について適切だと思いますか。該当する項目に○印を御記入下さい。また、適切でないと回答された場合には、適切でないとされる具体的な要件に○印を付けるとともに、[ ] 内にその理由を御記入下さい。

※別添の実施要領の6を参照

- a 適切である
- b 適切でない

ア モデル事業に従事する病院職員について、定期的に結核感染の有無を検査によって確認しなければならない。この際、ツベルクリン反応検査も行い、結果を記録して比較検討することが望ましい。

[ ]

イ モデル事業実施施設には、結核に関する診断、治療、看護及び十分な知識、経験を有する医師及び看護師が常勤していることを原則とする。

[ ]

ウ 院内感染防止、職員の健康管理及び研修等に関する事項を検討するための委員会を設置し、モデル事業を適正に実施するための運営組織を確立すること。

[ ]

エ 医師及び看護師等の病院職員を結核に関する研修会等、モデル事業の適正な実施に資する会合等に積極的に参加させること。

[ ]



オ 結核菌による曝露状況を把握するため、モデル事業に係る諸施設について定期的に結核菌有無の検査を行うこと。

[ ]

カ モデル事業実施施設の他の患者の中から結核が発生した場合は、結核予防法に基づく届出のほか、厚生労働省に連絡するとともに感染原因を究明し、もし、モデル事業の実施によって感染したことが判明した場合は、速やかに所要の改善を図ること。

[ ]

キ 実施者は、各年度におけるモデル事業の実施結果を別添様式により翌年度の5月末日までに都道府県、政令市及び特別区を経由の上、厚生労働省に報告すること。

[ ]

ク モデル事業の実施状況について厚生労働省が別途連絡する調査等に協力すること。

[ ]

問14 その他、結核患者収容モデル事業に関して、御意見等がありましたら [ ] 内に御記入下さい。

[ ]

## 結核患者収容モデル事業実施要領

### 1 事業の目的

本事業は、平成三年五月二十七日付公衆衛生審議会の意見「結核患者収容施設のあり方について」及び平成十一年六月三十日付同審議会の意見「21世紀に向けての結核対策」並びに平成十四年三月二十日付厚生科学審議会感染症分科会結核部会報告「結核対策の包括的見直しに関する提言」の趣旨を踏まえ、結核患者の高齢化等に伴って複雑化する、高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神障害者である結核患者に対して、医療上の必要性から、一般病床又は精神病床において収容治療するためのより適切な基準を策定するためにモデル事業として行うものである。

### 2 事業実施者の要件

本事業の名称は「結核患者収容モデル事業」（以下「モデル事業」という。）とし、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五に定める病院であり、本要領に示す諸要件を満たすものの開設者のうち、都道府県知事、政令市市長又は特別区区長の推薦を受けた者であって、かつ、厚生労働省の指定を受けた者（以下「実施者」という。）が行う。また、モデル事業は、医療法第七条第二項第一号（一般病床）及び第五号（精神病床）において行うこととし、当該病院の開設者は事業実施に先立って、結核予防法（昭和三十六年法律第九十六号）第三十六条に基づく指定を受けなければならない。

なお、モデル事業を実施する病院は、結核予防法第二十九条に規定する「結核患者を収容する施設を有する病院」として同条に基づく結核患者の収容を行うことができるものとする。

### 3 結核患者の要件

- (1) モデル事業において収容治療する結核患者の要件は、別紙「モデル病室に収容する結核患者の要件」による。
- (2) モデル事業において、結核患者が別紙の要件に該当しなくなった場合には、速やかに結核病床において収容治療すること。

### 4 施設の構造及び設備に関する要件

#### (1) モデル病室及びモデル区域

結核患者を収容する病室（以下「モデル病室」という。）及びその周辺区域であって、モデル病室以外の病室（以下「一般病室等」という。）との境界内（以下「モデル区域」という。）の構造及び設備は次の要件を満たすこと。

## ア 空気しゃ断

モデル病室又はモデル区域と他の病室との境は、空気の流出をしゃ断する構造とし、出入口の扉は、病室の空気の循環にできるだけ影響を与えないよう、引き戸とし、扉は自動的に閉じる構造とすること。

## イ 換気

- ① モデル病室及びモデル区域は独立した換気設備にすることとし、その空気は直接屋外へ排気し、排気口は、他の建物の吸気口や病室の窓等から離して行うなど、他への感染の危険がないよう工夫すること。
- ② 一般病室等と共通吸気設備を使用する場合には、機械換気設備が停止しても逆流したり他の一般換気に混入することのないようにすること。
- ③ モデル病室及びモデル区域を陰圧に保つ設備の設置はさらに望ましいこと。

## ウ 殺菌設備等

モデル病室及びモデル区域の空気を殺菌、除菌する設備を設置することが望ましい。

なお、この設備を設置する場合は、空気の流れ等を考慮し、最も有効な場所に設置するとともに、紫外線を使用するに当たっては、患者及び病院職員等の眼の安全確保に十分留意すること。

## エ 手洗設備

常に適切な手指の流水洗浄・消毒ができる設備をモデル病室及びモデル区域内に設置すること。

## オ 便所

便所は、原則として、モデル病室及びモデル区域内に設置することとするが、他の患者（結核患者でない患者をいう。以下同じ。）との共用便所を使用する場合は、結核患者専用のトイレを設け、そのトイレには、紫外線殺菌灯等の殺菌設備を整備すること。

## カ 浴室

浴室は、モデル病室及びモデル区域内に設置することが望ましいが、やむをえず結核患者と他の患者が共用する場合は、同時に使用させないこと。

## キ 談話室等

談話室は、モデル病室及びモデル区域内に設置することとし、食事は配膳により、モデル病室内で行わせるものとする。

## (2) モデル病室及びモデル区域以外の施設

モデル病室及びモデル区域以外で結核患者が利用する主な施設の構造及び設備は次の要件を満たすこと。また、結核患者がモデル病室及びモデル区域からできるだけ近くにある施設、設備を使用できるよう配慮すること。

#### ア 処置室

モデル病室及びモデル区域に隣接して結核患者専用の処置室を設けることが望ましい。

#### イ エレベーター、廊下等

結核患者がエレベーター、廊下等を使用する場合には、なるべく他の患者との接触を少なくするよう配慮する。

#### ウ 殺菌設備等

モデル病室及びモデル区域以外の施設に空気殺菌等の設備を設置する場合は、空気の流れ等を考慮し、最も有効な場所に設置するとともに、紫外線を使用する場合は患者及び病院職員等の眼の安全確保に十分留意すること。

### 5 患者管理及び施設運営に関する要件

実施者は、結核が主に空気を介して感染することに十分留意し、当該施設の管理者（医療法第10条に定める管理者）をもって他の患者及び病院職員等に感染しないよう十分管理させること。

この際、次の要件を遵守すること。

#### (1) モデル病室及びモデル区域

##### ア 混合収容の制限

モデル病室に結核患者を収容している期間は、その病室に他の患者を同時に収容しないこと。

##### イ 気密性の維持

モデル病室の窓、扉及びモデル区域と他の病室等との境界に設置した扉は、室内の空気が不必要に流出しないよう必要最低限の開閉に止めるよう留意すること。

#### (2) モデル病室以外の施設

##### ア 診察室、処置室等の使用

診療のために使用する診察室、処置室等には、結核患者と他の患者を同時に入室させないこと。

##### イ 他の患者が使用する談話室、食堂等の使用

他の患者が使用する談話室、食堂等は、結核患者に使用させないこと。

##### ウ マスクの使用

感染性結核患者がモデル病室及びモデル区域を出る場合及び入室する職員や家族等に接触する場合は、患者は通常のガーゼマスク又は使い捨てマスクを着用すること。

#### (3) 医療廃棄物等

結核患者に対する医療行為等により不要となった包帯、ガーゼ、マスク等の医療廃棄物及び患者が使用したティッシュペーパー等のごみの取扱い

については、「感染性廃棄物処理マニュアル」（平成4年8月13日衛環第234号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「感染性廃棄物の適正処理について」）に基づいて適切に処理すること。

(4) 看護の基準

モデル事業における看護の基準は、原則として既に承認されている基準看護によって行うこと。

(5) その他

モデル病室に収容する結核患者及びその家族等に対して、モデル事業の趣旨及び結核感染防止上の注意事項を十分周知徹底すること。

6 その他の要件

- (1) モデル事業に従事する病院職員について、定期的に結核感染の有無を検査によって確認しなければならない。この際、ツベルクリン反応検査も行い、結果を記録して比較検討することが望ましい。
- (2) モデル事業実施施設には、結核に関する診断、治療、看護及び十分な知識、経験を有する医師及び看護師が常勤していることを原則とする。
- (3) 院内感染防止、職員の健康管理及び研修等に関する事項を検討するための委員会を設置し、モデル事業を適正に実施するための運営組織を確立すること。
- (4) 医師及び看護師等の病院職員を結核に関する研修会等、モデル事業の適正な実施に資する会合等に積極的に参加させること。
- (5) 結核菌による曝露状況を把握するため、モデル事業に係る諸施設について定期的に結核菌有無の検査を行うこと。
- (6) モデル事業実施施設の他の患者の中から結核が発生した場合は、結核予防法に基づく届出のほか、厚生労働省に連絡するとともに感染原因を究明し、もし、モデル事業の実施によって感染したことが判明した場合は、速やかに所要の改善を図ること。
- (7) 実施者は、各年度におけるモデル事業の実施結果を別添様式により翌年度の5月末日までに都道府県、政令市及び特別区を經由の上、厚生労働省に報告すること。
- (8) モデル事業の実施状況について厚生労働省が別途連絡する調査等に協力すること。

## 別 紙

### モデル病室に収容する結核患者の要件

モデル病室に収容する結核患者は、結核の治療が必要な者のうち、次の条件の一つ以上に該当する者とする。

- ① 合併症が重症あるいは専門的高度医療又は特殊医療を必要とする場合
- ② 合併症が結核の進展を促進しやすい病状にある場合
- ③ 入院を要する精神障害者である場合